

施設型給付制度(新制度)の運用ポイントを
最新の情報を入れ、集中解説！

2025年 **9月26日** **金**

【初級編】 13:00～15:00

【応用編】 15:30～17:30

施設型給付制度**攻略** オンラインセミナー2025

毎年100名以上の申し込みをいただいている大人気セミナー！

“**初級編**”と“**応用編**”の二部構成だから…

施設型給付移行を検討しているという方から、
「処遇改善等加算一本化」「経営情報の見える化」など
最新の制度情報を知りたいという方まで、
幅広くご参加いただけるセミナーです。
講座内容の詳細は冊子をご覧ください。

特典

本セミナーは参加者特典として通常定価33,000円の
GCLIPオリジナル公定価格試算ソフトをプレゼントします！

初級編と応用編のどちらか一つ、
または両方をご受講いただけます。
内容の詳細は冊子の中をご覧ください。
また、初級編、応用編のどちらか悩める場合は、
本冊子の中にある質問シートをご参考ください。

オンライン
セミナーだから
全国どこからでも
参加可能です！



GCLIP

最新の発表では、私学助成園が約2,400園、施設型給付園が約11,000園と発表されています。もはや施設型給付制度を選択している幼稚園が私学助成を大きく上回り、多くの園で施設型給付制度の仕組みで運営が行われています。しかし、移行したタイミングによって制度への「慣れ」に大きな差が出ています。本セミナーは**施設型給付制度にすでに移行されている園、まだしていない園、または移行していたとしても制度に不安があるという園にもセミナーを受講していただけるよう、初級編と応用編の二部構成**にて、セミナーを開催いたします。

どちらの講座に受講すべきか、またはどちらも受講すべきか判断に迷う場合は、まずは以下の質問にチャレンジしてみてください。

質問シート

- ① 公定価格の試算について、行ったことがある
☐ はい ☐ いいえ
- ② 私学助成と施設型給付制度で収入の比較をする場合、経常費補助金と比較すればよい
☐ はい ☐ いいえ
- ③ 施設型給付制度では、利用定員を上回って園児を受け入れてはならない
☐ はい ☐ いいえ
- ④ 施設型給付制度の人員配置は1学級あたりで計算をする
☐ はい ☐ いいえ
- ⑤ 制度上、認定こども園において、新2号認定は存在する
☐ はい ☐ いいえ
- ⑥ 利用定員は大きくなればなるほど園児ひとりあたりの単価が上がる
☐ はい ☐ いいえ
- ⑦ 3歳児配置改善加算は3歳児の人員配置を職員1名に対して園児15名とすることである
☐ はい ☐ いいえ

上記の質問について、回答に迷われた、または自信がないという場合は初級編からのご参加をお勧めいたします。

また上記質問に回答できた場合でも、次ページのような内容について聞いてみたいという方は初級編からのご参加をお勧めいたします。

初級編・応用編の内容について

初級編は主に以下のような内容について知りたいという方にぴったりの講座となっています。

【初級編】

- 施設型給付幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園の違いを知りたい
- 施設型給付制度への移行を進めるにあたって、現在の収入との比較をどうすればよいか知りたい
- 公定価格の仕組みを知りたい
- 利用定員の設定をどのように考えればよいか知りたい
- 施設型給付制度における適正な人員配置について知りたい
- 取得すべき加算について知りたい
- 新たに追加された加算や変更された内容などについて基本的なことを知りたい

応用編は主に以下のような内容について知りたいという方にぴったりの講座となっています。

「経営情報の見える化」「処遇改善等加算一本化」は特に令和7年度から新たに追加されたものです。

【応用編】

- 義務となる「経営情報の見える化」の内容とその対応について
- 処遇改善等加算の一本化の内容とその対応について
- これからの処遇改善等加算の運用を考えた場合の給与テーブルの作成
- その他さまざまな行政との協議内容の共有（満3歳児の考え方や主幹教諭・副園長の考え方、利用定員の変更の考え方など）



※本セミナーはオンライン開催となります。

質問シートの回答について ①どちらか回答 ②いいえ ③いいえ ④いいえ ⑤はい ⑥いいえ ⑦はい

※3歳児配置改善加算については、満3歳児がいる場合は満3歳児にも適用されます。

本セミナーの内容解説

一つずつ本セミナーの内容について触れていきたいと思います。

初級編

● 施設型給付の種類と認定制度

施設型給付制度は幼稚園と認定こども園に分かれ、認定こども園はさらに幼稚園型と幼保連携型と分かれています。それぞれどういった特徴があるのかを解説させていただきます。また、**施設型給付制度は認定制度をしっかりと抑えることが重要**になりますので、認定制度の解説も行います。

● 利用定員の設定の考え方

施設型給付制度において、**利用定員の設定はとても重要な要素**です。**利用定員の設定一つで何百万円という違いが生じて**しまいます。特に最近では園児数の減少によって、利用定員を下げるなどの手続きを適切に行っていかなければ、施設型給付制度本来の力を発揮することが出来なくなります。また、例えば**92名の園児数と90名の園児数では、90名の園児数のほうが公定価格が大きくなる**というように、園児数が多かったとしても、利用定員と園児数の関係によって、公定価格が減少するというケースもあります。なぜそういったことが起こるのか、また適切に利用定員を設定していくポイントは何か、利用定員の変更についての手続きはどうすれば良いのか、利用定員についてのポイントを解説いたします。

● 職員数の計算方法

施設型給付の幼稚園、認定こども園、保育所でそれぞれ職員配置とそれに伴う加算の考え方が異なります。例えば**施設型給付の幼稚園では主幹教諭の設定については加算になっていますが、認定こども園では設定しなければ減額の対象**です。この時点で職員数の計算方法が異なるということがわかります。施設型給付制度は「**園児数以上に職員数が公定価格に影響する**」とよく言われますが、これは事実、園児数が多かったとしても、職員が適切に配置されていなければ、公定価格は大きくならないという仕組みになっています。保育の質というのはよく職員の数で表現されます。(私はそうは思いませんが…)多くの場合、職員一人当たりの園児数が少なければ少ないほど、保育の質が高いという評価になります。

施設型給付制度の職員数は、職員一人当たりの子どもの数が決められていること、そして加算項目のほとんどが職員数によって取得できるかどうかが決まるという性質がありますので、職員数は自然と多くなります。

そのため、職員数の計算を行うためには、①**年齢別の園児数に対しての職員数の計算方法の知識と**、②**各施設形態における配置しなければならない職員の知識と**、③**加算に関する知識**の三つが必要になります。これら三つを基本に、職員数の計算方法を解説いたします。

● 取得すべき加算について

ほとんどの加算が職員配置に関するものです。そのため、**職員数の計算と取得加算はセット**で考えていかなければならないものです。年齢別配置基準とその他配置しなければならない職員数を超えて職員を配置できる場合、様々な加算を選択して取得していくことになります。この**加算については親切的な自治体の場合、効率の良い加算項目を検討し、提示してくれるというケースがありますが、こういった場合でもぜひしっかりと取得加算を確認し、それが本当に最も効率の良い加算項目になっているのか、検証をしてください。**実はこの加算取得の変更をしたことによって、何百万円も収入が増加した、というケースはよくあることです。

なぜ、このようなことが起こるかと言えば、各自治体の担当者が知識が曖昧である場合もありますが、それ以上によくあることは、**各自治体は実態に応じた加算を選択するため**です。

その何が悪いのかと言いますと、そもそもその加算がどういった性質のものなのかを理解せず運用をしているケースが多く、その状況の中で職員配置表や取得加算の申請書を提出し、それに対しての加算取得しか実現できていないというケースがあるからです。もし**加算項目の知識があれば、職員配置表や取得加算の申請書を提出する段階で自園で調整し、効率の良い職員配置表を作成する**と思います。多くの各自治体が提出された書類を確認し、それに伴って加算項目を選定するという形になっています。「こういう職員配置表にすることで、こういった加算が取得できます」という提案まで行う自治体はかなり少ない状況です。そのため、**各自治体が加算を選定してくれるから安心だという考え方ではなく、しっかりと知識を持ち、検証ができるようになっていることが大切です。**本セミナーでは、重要な加算に絞って、解説いたします。

応用編

● 経営情報の見える化への対応とその重要性

令和7年度から施設型給付系の園は**経営情報の報告が義務化**されています。具体的には「**人員配置**」「**職員給与**」「**モデル給与**」「**収支状況**」「**人件費率**」については**報告義務**があり、公表される内容はそのうち「人員配置」「モデル給与」(一部任意あり)「人件費率」となっています。また、任意項目として「**人的資本**」という項目があり、報告した場合は、公表されるというものになっています。

実は経営情報の見える化は重要な内容であり、園児募集や採用に影響を与える可能性があります。その理由は二つあります。一つは**経営情報の見える化と「保育DX」がセットで考えられているため**です。保育DXとは各種申請業務などを電子化させるというもののほかに、保護者による各施設への見学や、入園申し込みの一部分を電子化していくというものです。各施設への見学や入園申し込みをデジタル媒体で行うにあたり、保護者は各施設の情報を確認し、見学や入園申し込みを行っていきます。この情報の確認をするデジタル媒体が経営情報の見える化と関わっています。

また、保護者だけではなく、求職者についても経営情報を閲覧することができるようになりますので、モデル給与はもちろんのこと、任意項目となっている「福利厚生」「時間外勤務の取り扱い」「有給休暇について」「人材育成に関する考え方」「職員満足度」など、採用に関わる様々な情報を確認することができるようになります。これらは求職者にとってもとても重要な内容で、間違いなく、確認する事項になっていくと予想されます。

また、もう一つの理由として保護者や求職者の検索方法がインターネットでの「検索」からAiへの「質問」によるものに変化していくためです。例えば気になる園についてAiに質問をすると、Aiはインターネット上で“正確であろう”情報を探し出し、すぐに回答をしてくれます。その“正確であろう”情報をできるだけ正確な情報として見つけてもらうためには、当たり前ではありますが、園の公式的な発信をより正確なものにしていく必要があります。経営情報の見える化はもちろん公式的なものになりますので、今後のデジタルマーケティングを考えた上でも対応をしていくべき内容になると考えられます。

本セミナーでは、経営情報の見える化の具体的な内容と、その対応のポイントについてお伝えさせていただきます。

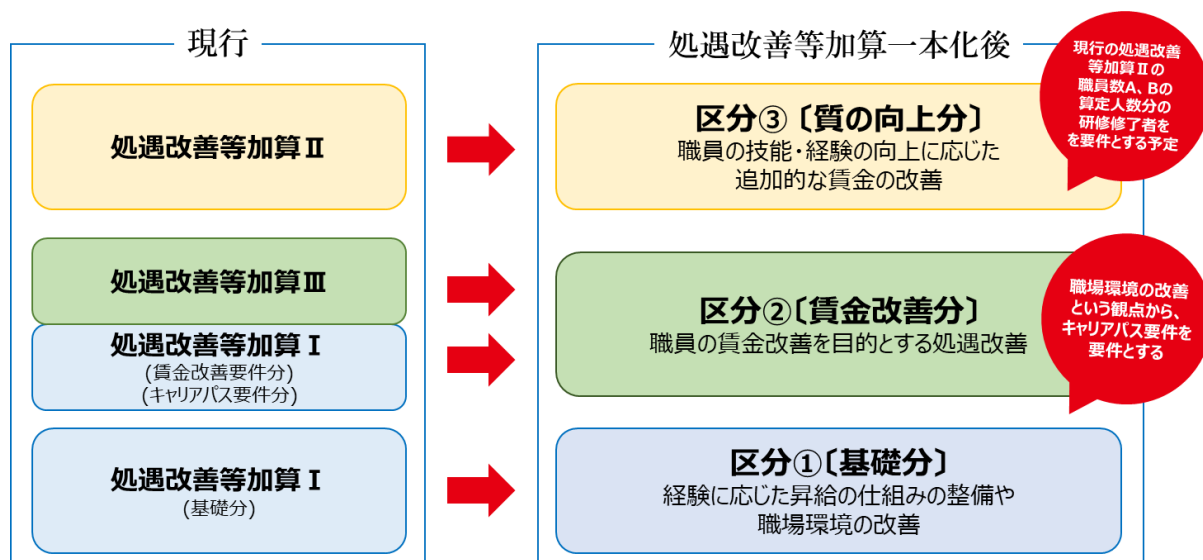
● 処遇改善等加算一本化の内容とその対応

処遇改善等加算は施設型給付制度に移行した多くの園がよくわからないまま運用しているのではないのでしょうか。正直初めからこの制度を理解し、運用していくというのはかなり難しいと思います。GCLIPでも、制度開始から10年が経過し、各自治体との協議や質問、申請書の確認などを何度も行うことで、やっと理解してきたという状況です。

また、2025年度からは処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが処遇改善等加算として一本化され、区分1・区分2・区分3という区分によって分けられる仕組みへと変更されました。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが区分1・区分2・区分3に変更されたと言われても、ここだけを取れば何も変わっていないように感じてしまいがちですが、その中身は変更されていますので、今までの考え方では通用しない部分も出てきています。

以下の図が今回の変更による全体像です。

【処遇改善等加算一本化の全体像】



重要なポイントは複数存在しますが、特に以下の二つについては今後の処遇改善等加算の取得に関わる変化ですので、押さえておきたい内容です。

- ✓ 処遇改善等加算区分1を取得する際にはキャリアパス要件が要件化されるため、1年間の経過措置の中でキャリアパス要件をクリアする必要がある。
- ✓ 処遇改善等加算区分3については旧加算の処遇改善等加算Ⅱの職員数A、職員数Bの分、研修了要件を満たす必要があり、満たさない場合は、満たしている職員数分の加算のみ取得することができる

簡単に言うと、①職位、職責に合った賃金規定とフィードバックの仕組みを構築し、職場環境の改善を図ること、②園全体で研修を受講し、質の向上を行うことという二つを中心に置いた変更であるということがわかります。そのため、特に①の職位、職責に合った賃金規定とフィードバックの仕組みの構築については1年間の経過措置が与えられていますので、令和7年度を通して、その仕組みを構築してほしいというメッセージになっています。

また、上記内容以外にも賃金の配分方法の変更や研修要件の考え方の変更など、細かな変更があります。本セミナーの中では、処遇改善等加算一本化の内容を詳しくご説明いたします。

● 給与テーブルとフィードバックの仕組み

前述の通り、経営情報の見える化がスタートします。経営情報の見える化がスタートすることで、「モデル給与」の報告義務と公表、また任意で「給与の決定方法」などの公表が始まります。

処遇改善等加算一本化では、区分1においてキャリアパス要件が要件化されることになっています。キャリアパス要件とは、簡単に言えば、「職位、職責に合った賃金規定とフィードバックの仕組みを構築し、職場環境の改善を図ること」です。

経営情報の見える化、処遇改善等加算一本化のどちらにも共通して重要であることが賃金規定とフィードバックの仕組みであることがわかります。しかしながら、園の規模や実情によって給与の決定方法やキャリアパス、フィードバックの仕組みは統一化することができません。そのため、各園が独自に検討をしていくべき部分でもあります。本セミナーではこれからの時代に発展する組織を目指していくための給与テーブルの考え方やフィードバック、評価制度構築についてのポイントをお伝えいたします。

● その他行政との協議例

施設型給付制度は各行政とのやり取りがとても重要です。特に取得加算についてや、利用定員の考え方などは、各行政によって、国から出されている本来の考え方とは異なる考え方になっている可能性があります。しかし、施設型給付制度において、取得加算や利用定員の考え方は、園の経営状況に直結する大きなポイントであり、行政の考え方によっては、収入が何百万円単位で変化するといっても過言ではありません。各行政との協議の進め方のポイントや、特に多くの行政で考え方が異なり、経営において重要なポイントとなるよくある協議内容についてお伝えさせていただきます。

初級編・応用編の片方、またはともにご受講可能です！

初級編、応用編はどちらか一方をご受講いただくことも、両方をご受講いただくことも可能です。冒頭のご質問に対して不安が残る、これから施設型給付制度に移行しようと考えているという方は初級編からのご受講をお勧めいたします。また、すでに施設型給付制度に移行しており、処遇改善等加算や今後の制度の動きに合わせて準備をしておきたいという方はぜひ応用編をご受講ください。

過去の新制度攻略セミナー ご参加者の声

本セミナーは300名以上の参加実績があり、 多くのお喜びの声をいただいています！

- ◆ 今まで曖昧だった公定価格の内容を理解することができました。最後の賃金テーブルのお話は早速参考にさせていただきます。本日は貴重なお話をありがとうございました。
- ◆ 本日はありがとうございました。色々と理解不足なことが多く、今回のセミナーとても分かりやすく参加させてもらいました。来年度から、認定こども園に移行するにあたり、まだ不十分なことが多いので、また色々と教えてください。ありがとうございました。
- ◆ 処遇改善Ⅱの分配方法に不安があったので、学べて良かった。人材定着のために、キャリアアップ等も活用して、自園の育成マップなどを構築してゆきたい。経営情報の見える化を進めるにあたり、園内の給与や福利厚生をカタチだけではなく、実践できるようにしたい。より実践に繋がるような研修でした。ありがとうございました。
- ◆ 処遇改善、よくわからず、市に言われるがまま行っていたので、初級から参加させていただきましたが、基本から知ることが出来て本当によかったです。基本の「き」である、幼稚園からの施設型給付園になる選択肢3つの違いがやっとわかりました。難しそうに感じていましたが、説明してもらいスッキリしました。
- ◆ 大変勉強になりました。次年度以降の情報公開にむけて、園内の就業環境の見直し、充実に取り組まなければならないと感じました。また、処遇改善1～3が1つにまとまることを受けて、どのように給与規定、キャリアパス等を変化させていくべきなのか、今後も最新の情報を得ながら検討したいと考えています。ありがとうございました。
- ◆ 非常に濃い内容で、時間があっという間でした。「うん、うん」と思わず頷いてしまう内容が多く、今後に向けて非常に有益な情報が多いと感じました。少し残念だったのは、時間が押してしまって、若干駆け足になってしまった部分もあったのかな、ということです。全体の感想としては非常に満足度が高い物でした。次回以降も、有益な内容での開催を期待しております。

セミナースケジュール

<初級編> 13:00～15:00

講座	内容	時間
第1講座	施設型給付制度の概要と基礎①	13:00～14:00(60分)
第2講座	施設型給付制度の概要と基礎②	14:10～15:00(50分)

<応用編> 15:30～17:30

講座	内容	時間
第1講座	経営情報の見える化と 処遇改善等加算一本化の概要	15:30～16:30(60分)
第2講座	制度を踏まえたこれからの組織戦略	16:40～17:30(50分)

講師企業のご紹介

GCLIP

株式会社GCLIPとは、あなたが気づいていない園の魅力をカタチにし、あなたがこれから大切に育んでいきたい子どもたちの家族へあなたの園の魅力を伝えることをロジックでサポートする“クロコ”企業です。



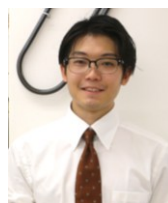
**代表取締役
設楽 電也** (しだら たつや)

園経営のマーケティングを極めるGCLIP代表。戦略よりも戦術、スマートさよりも泥臭さを大切に、お客様に圧倒的に寄り添うコンサルタント！



**取締役副社長
林 勇希** (はやし ゆうき)

新卒から一貫して園経営のコンサルティングに携わり、データ分析からマーケティング、制度移行、業態付加など幅広い業務を経験している。



**制度エキスパート
濱田 悠利** (はまだ ゆうり)

施設型給付制度の豊富な実務経験と深い制度理解から織りなされる提案の数々によって、顧客の課題解決に絶賛貢献中。

セミナー料金のご案内

本セミナーは1講座のみ、または2講座の両方を受講することができます。

1講座料金

22,000円(税込)

※オンデマンド配信をご希望の場合は、44,000円/1講座(税込)

早割1講座料金

17,600円(税込)

早割2講座セット料金

33,000円(税込)

- ※ 追加アカウントは11,000円(税込)にて承ります。視聴アカウントを増やす場合にご利用ください。一般・早割同料金です。
- ※ オンデマンド配信は開催後 1 週間以内に配信となり、2 週間の公開期間内にご視聴いただくプランです。
- ※ 本講座はひとつのアカウントで複数名のご参加が可能です。
- ※ 早割は2025年9月5日(金)正午までのお申込みの方が適用となります。
- ※ 早割期間を過ぎて2講座を受講する場合は1講座料金を2講座分お支払いいただきます。

<前提としては経営者の方のご参加をお勧めします>

本セミナーはぜひ経営者の先生にご参加いただきたいと思います。なぜならば施設型給付制度は経営者の皆様が検証ができる状態であるかどうか重要であるためです。また、各自治体との協議についても、普段は事務の先生が担当されたとしても、ここぞというときは経営者の先生が協議を行うことで、自治体側にも緊張感を持って対応してもらうことができます。一つのアカウントで複数人の参加ができますので、経営者の方だけでなく、事務の方と一緒にご参加いただくことができます。

■ 受講料

	一般価格	早割価格	オンデマンド後日配信
1講座料金	22,000円(税込)	17,600円(税込)	44,000円(税込)
2講座セット料金	44,000円(税込)	33,000円(税込)	88,000円(税込)

※ 早割は2025年9月5日(金)正午12時までのお申込みの方が適用となります。

※ オンデマンド後日配信は、セミナー開催後1週間以内に配信となり、2週間の公開期間内に何度でも視聴いただけるプランです。

※ 早割期間を過ぎて受講講座を追加する場合は、一般価格の1講座料金を追加する形となります。

※ 視聴アカウントを増やす場合は、早割価格・一般価格ともに11,000円(税込)／追加アカウントにて承ります。

■ 開催日時

2025年9月26日(金)

初級編 13:00~15:00 / 応用編 15:30~17:30

お申込み方法 (①WEB ②FAX いずれかを選択してください)

①WEB申込み方法

＼ WEBからのお申込みで合計金額より500円OFF! ／

<https://www.gclip.net/seminar/5622/>

右記のQRコードからお申込みください⇒

GCLIP セミナー

検索



②FAX申込み方法

必要事項を記載して 03-5579-2357 へFAXで送信ください。

- ☐ オンライン受講を希望する
(初級編 ・ 応用編 ・ 2講座セット)
- ☐ 追加アカウントを希望する (アカウント)
- ☐ オンデマンド後日配信を希望する
(初級編 ・ 応用編 ・ 2講座セット)
- ☐ Gポイントを使用する (ポイント)

ふりがな				ふりがな			
法人名				施設名			
所在地	〒			電話			
				FAX			
ふりがな		役職		連絡 ご担当者	役職 : ご氏名 :		
代表者							
ふりがな		役職		ふりがな		役職	
ご参加者 1				ご参加者 2			
メールアドレス @							

※受講票や御請求書は、メールにてお送りいたします。必ずご記入ください。

※最少催行人数（5名）に達しない場合はセミナーを中止する場合がございます。中止の場合はセミナー開催1週間前までに、お電話にてご連絡をいたします。

※セミナー開催日から起算して1週間以内のキャンセルの場合、キャンセル料として受講料の100%を申し受けますので、予めご了承ください。

※今後ダイレクトメールの発送を希望されない場合、大変お手数ですが下記に☑を入れてFAXにてお送り下さい。

今後はダイレクトメールの発送を希望しない ☐

【個人情報に関する取り扱いについて】

申込用紙に記載されたお客様の情報は、セミナーや勉強会の案内等に使用することがあります。法令で定める場合を除いては、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。

必要となる情報（会社名・氏名・電話番号）をご提供いただけない場合は、お申込のご連絡や受講票の発送等ができない等、お手続きができない場合がございますので予めご了承ください。

その他、ご不明な点等がございましたら株式会社GCLIP（TEL03-5579-2356 担当：渡辺）までご連絡ください。